

兵庫県公報

平成30年9月14日 金曜日 第3037号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	1
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（同）	1
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可（平成30年近畿地方整備局告示第136号）（道路街路課）	2
○ 道路の位置指定（建築指導課）	2
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	2
公安委員会告示	
○ 運転免許証取得者教育施設の取消し	3
○ 指定講習機関の特定講習の廃止	4
○ 平成24年兵庫県公安委員会告示第273号（運転免許取得者教育施設の認定）の一部改正	4
○ 各警備業務に係る検定合格者審査	4

告 示

兵庫県告示第817号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成30年9月14日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
駒ヶ林区域	総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業並びに八田網漁業	平成30年8月16日
須磨区域	総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業並びに八田網漁業	同 上
垂水区域	総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業並びに八田網漁業	同 上

兵庫県告示第818号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成30年9月14日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区	同意成立年月日
姫路市、伊保加入区	平成30年 8月16日
江井ヶ島加入区	同 上
南淡加入区	同 上
郡家加入区	同 上
由良町加入区	同 上



兵庫県告示第819号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成30年近畿地方整備局告示第136号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 9月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3. 4. 188号尼崎伊丹線
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市御園町、東御園町、神田中通1丁目、神田北通1丁目、昭和南通3丁目並びに昭和通2丁目及び3丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第820号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成30年 9月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H30淡路位置 0001号	30. 8. 30	南あわじ市市福永字原口424番1の一部	5.00	26.38

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成30年9月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオンタウン高砂
 所在地 高砂市梅井五丁目57-14ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
 住所 東京都港区芝浦一丁目2番3号
 代表者の氏名 神 代 顕 彰
- 3 変更事項
 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - (1) 変更前
 田 中 敬 士
 - (2) 変更後
 神 代 顕 彰
- 4 変更年月日
 平成30年4月1日
- 5 届出年月日
 平成30年8月17日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 平成30年9月14日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 平成31年1月15日
 - (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第284号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の2第5項の規定に基づき、次のとおり運転免許取得者教育を行う者としての認定を取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第12条の規定により、公示する。

平成30年9月14日

兵庫県公安委員会
 委員長 豊 川 輝 久

名 称	ピース実業株式会社
住 所	神戸市西区伊川谷町長坂876
代 表 者 の 氏 名	水 山 裕 中
施 設 の 名 称	東洋自動車学校

施 設 の 所 在 地	神戸市西区伊川谷町長坂876
課 程 の 区 分 及 び 名 称	(1) 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転の経験が少ない者に対するもの セーフティードライバー教育
	(2) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 高齢者講習同等教育
	(3) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの 更新時講習同等教育
	(4) 運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者（第1号及び第2号に規定する者を除く。）に対するもの 企業等運転者安全運転教育
認定を取り消した年月日	平成30年7月17日



兵庫県公安委員会告示第285号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき申請された次の指定講習機関の特定講習の廃止を許可したので、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年9月14日

兵庫県公安委員会
委員長 豊川輝久

1 指定講習機関の名称、所在地及び代表者の氏名

名 称	所 在 地	代表者の氏名
ピース実業株式会社	神戸市西区伊川谷町長坂876番	水山裕中

2 特定講習を行う事務所の名称

東洋自動車学校

3 特定講習の種別

普通免許に係る初心運転者講習

4 廃止年月日

平成30年7月17日



兵庫県公安委員会告示第286号

平成24年兵庫県公安委員会告示第273号（運転免許取得者教育施設の認定）について、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第5条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、規則第7条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年9月14日

兵庫県公安委員会
委員長 豊川輝久

変更に係る事項

表5の部施設の名称の項

変更前 相互自動車学院

変更後 伊川谷自動車学院



兵庫県公安委員会告示第287号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「法」という。）附則第5条に規定する審査（以

下「審査」という。)の実施について、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。)附則第9条の規定により、次のとおり公示する。

平成30年9月14日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
- (2) 施設警備業務1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
- (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

2 実施日時

- (1) 1級
平成30年10月19日(金)午前9時から正午まで
- (2) 2級
平成30年10月19日(金)午後2時から午後5時まで

3 実施場所

神戸市中央区下山手通5丁目6番21号
兵庫県警察本部別館9階902号室

4 審査対象者

(1) 1級

検定等規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する空港保安警備(以下「空港保安警備」という。)、常駐警備(以下「常駐警備」という。)、交通誘導警備(以下「交通誘導警備」という。)、核燃料物質等運搬警備(以下「核燃料物質等運搬警備」という。)及び貴重品運搬警備(以下「貴重品運搬警備」という。)に係る同項に規定する検定(以下「旧検定」という。)であって、同条第2項に規定する1級に係るもの(以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(2) 2級

空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等運搬警備及び貴重品運搬警備に係る旧検定であって、旧1級検定又は旧規則第1条第2項に規定する2級に係るものに合格した者

5 審査内容

審査は、審査申請者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行うが、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部が免除され、書面審査のみを行うこととなるので留意すること。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習(旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの(前記(1)に掲げる者を除く。)

6 審査の申請手続

(1) 受付期間

平成30年9月19日(水)から同年10月5日(金)までの間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前10時から午後5時まで)

(2) 審査定員

1級及び2級の合計で30人とする。

(3) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係とする。

ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員にあつては、営業所を管轄する警察署

ウ 兵庫県外に住所地を有する者又は兵庫県外に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員であつて、兵庫県公安委員会が発行した旧検定に係る合格証の交付を受けたものにあつては、当該合格証を交付した警察署

(4) 提出書類

ア 審査申請書 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1 枚

ウ 旧規則第 8 条に規定する合格証の写し

エ その他

(7) 前記(3)のアに規定する住所地を管轄する警察署に申請しようとする者については、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。）

(8) 前記(3)のイに規定する営業所を管轄する警察署に申請しようとする者については、営業所所属証明書

(9) 審査申請者の住所地を管轄する警察署とその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、前記(7)又は(8)に掲げるいずれかの書面

(5) 申請方法

ア 前記(4)の提出書類を前記(3)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申込みは、原則として、審査を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申込人員が定員に達した時点で申込みを締め切る。

7 審査申請書の配布

審査申請書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課において配布している。

8 手数料

1 級、2 級ともに、4,700 円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、審査申請書の受付後は返還しない。

9 携行品

印鑑及び筆記用具

10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3424